

自動車製作者に対する処分の一覧表

No	自動車製作者の概要			(A) 不利益処分の内容		(B) 根拠となる法令	(C) 不利益処分の原因となる事実
	会社名 (申請者)	代表者	本社住所	概要	指定取消の対象となる型式(注)		
①	株式会社豊田自動織機	大西 朗	愛知県刈谷市豊田町 2-1	フォークリフト等用エンジン1ZSの一酸化炭素等発散防止装置の装置型式の指定の取消し	YDN-1ZS-4-01	道路運送車両法 第75条の3第6項	排出ガス性能に係る長距離耐久試験において、一部の測定点のデータの改ざん等を行っており、排出ガス性能が基準を満たしているという技術的根拠が無いにも関わらず、満たしているとの評価を得て、不正に型式指定を取得した。 また、排出ガス性能が保安基準に不適合となった。
				フォークリフト等用エンジン1KDの一酸化炭素等発散防止装置の装置型式の指定の取消し	YDN-1KD-4-01		

(注) 型式の指定の取消しに関しては、取消しの日までに製作された装置については、取消しの効力は及ばないものとする。